

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成26年10月17日	
【会社名】	株式会社ストライダーズ	
【英訳名】	Striders Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 早川 良一	
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目13番5号	
【電話番号】	03(5777)1891	
【事務連絡者氏名】	管理本部長 若原 義之	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋五丁目13番5号	
【電話番号】	03(5777)1891	
【事務連絡者氏名】	管理本部長 若原 義之	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	202,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,200,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は、1,000株であります。

(注) 1. 平成26年10月17日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 当社普通株式に係る振替機関の名称及び住所

振替機関名称 株式会社証券保管振替機構

振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,200,000株	202,400,000	101,200,000
一般募集			
計(総発行株式)	2,200,000株	202,400,000	101,200,000

(注) 1. 発行価額の総額を第三者割当の方法で割り当てます。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法第445条の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、101,200,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
92	46	1,000株	平成26年11月4日		平成26年11月4日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日までに募集株式の引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ストライダーズ 管理本部	東京都港区新橋五丁目13番5号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 九段支店	東京都千代田区九段南一丁目5-6

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
202,400,000	2,250,000	200,150,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用とは、弁護士費用として約1,250千円、割当予定先調査費用約750千円、その他費用約250千円です。

(2)【手取金の使途】

本新株式の発行による調達資金につきましては、当社の安定的な収益確保及び更なる企業価値・株式価値の向上を目的とし、収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資による収益基盤確立のための投資（以下、「当該検討案件」という。）に充当してまいります。

具体的には、当社連結子会社である株式会社倉敷ロイヤルアートホテルが必要とする同社運営ホテルの改装資金として約55,000千円、当社連結子会社である成田ゲートウェイホテル株式会社の設備投資資金として約10,000千円及び当社連結子会社である有限会社増田製麺の事業拡大資金として約30,000千円並びに当社連結子会社である株式会社トラストアドバイザーズの不動産賃貸管理事業及び当社投資先事業（コンテンツ開発）に付随する事業であり、当社の将来的な収益基盤を支える可能性のある安定収益事業への新規投資資金として約105,150千円を充当してまいります。なお、詳細が確定次第、速やかに開示いたします。加えて、当該検討案件が当初の想定通りに成立しない場合、当社は、引き続き新たな案件の検討を続けた上で、支出予定時期以降においても、収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資による収益基盤確立のための投資に充当していく予定であります。

また、当社は、本新株式発行により調達する資金を、下記資金使途に充当するまでの間、当社銀行口座にて管理いたします。

調達する資金の支出予定時期

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
株式会社倉敷ロイヤルアートホテルの修繕費用	55,000	平成26年11月～平成27年6月
成田ゲートウェイホテル株式会社の設備投資	10,000	平成26年11月～平成28年3月
収益基盤を支える安定収益事業への追加資金 （有限会社増田製麺の事業拡大資金）	30,000	平成26年11月～平成27年6月
収益基盤を支える安定収益事業への新規投資 （株式会社トラストアドバイザーズの不動産賃貸管理事業及び当社投資先事業（コンテンツ開発）に付随する事業への投資資金）	105,150	平成26年11月～平成27年6月
合計	200,150	

なお、同時に募集する平成26年10月17日（金）開催の当社取締役会において決議された、第三者割当により発行される新株予約権（以下、「別件新株予約権」という。）の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は1,312,790,000円であり、手取概算額1,308,240,000円となります。

発行諸費用は、価値算定費用以外は本新株式発行と別件新株予約権の双方に関して発生した費用であり按分にて計上しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

平成26年10月17日開催の当社取締役会において決議された別件新株予約権発行の概要

- (1) 新株予約権の総数：142個
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式14,200,000株（1個あたり100,000株）
- (3) 発行価額：6,390,000円（新株予約権1個あたり45,000円）
- (4) 割当日：平成26年11月4日
- (5) 払込期日：平成26年11月4日
- (6) 新株予約権の行使に際して払い込む金額の価額：1,306,400,000円（1株あたり92円）
- (7) 権利行使期間：平成26年11月5日から平成29年11月4日
- (8) 増加する資本金及び資本準備金の額：増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 第三者割当による割当予定先：当社代表取締役社長 早川良一氏に32個（3,200,000株分）、福光一七氏に34個（3,400,000株分）、香港徳威企業集団控股有限公司に36個（3,600,000株分）、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に40個（4,000,000株分）それぞれ割り当てる。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 早川 良一氏

a. 割当予定先の概要	氏名	早川 良一
	住所	千葉県印西市
	職業の内容	当社代表取締役社長
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社株式を2,239,000株（所有議決権比率2.67%）保有する株主であります。
	人事関係	当社代表取締役社長
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(2) 福光 一七氏

a. 割当予定先の概要	氏名	福光 一七	
	住所	大阪府大阪市西成区	
	職業の内容	勤務先の名称	株式会社ジャパンシルバーフリース 代表取締役
		所在地	大阪府大阪市西区南堀江一丁目21番4
	事業の概要	天然素材を中心とした重衣料（毛皮等）の企画・生産、並びに輸出入及び卸売り	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(3) 香港德威企業集團控股有限公司

a. 割当予定先の概要	名称	香港德威企業集團控股有限公司
	本店の所在地	Flat J,2/F,Ka On Building,8-14 Connaught Road West,Hong Kong
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	董事長 吳 文偉
	資本金	10,000香港ドル 136,900円（1香港ドル=13.69円 10月16日現在）
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	吳 文偉 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

本新株式の割当予定先

本新株式の割当予定先として当社代表取締役社長早川良一氏、福光一七氏及び香港德威企業集團控股有限公司（以下、「香港德威」という。）を選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

早川良一氏は、平成19年2月当社取締役に就任後、平成21年6月から代表取締役社長を務めております。当社は、第46期連結決算（平成22年3月期）において、17期ぶりに黒字化を達成したものの、その後、第47期以降の事業再編の中で、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響もあり、業績は低迷しておりましたが、第49期（平成25年3月期）及び第50期（平成26年3月期）には、新たな収益基盤の確立を目指し、安定収益事業及び新規事業への投資・育成を実行し、その結果、第50期（平成26年3月期）においては、経常利益約9,000万円、最終利益約1.3億円と再び黒字化を達成いたしました。

今後当社は、安定的な収益確保及び更なる企業価値・株式価値の向上を目的とし、当社連結子会社である株式会社倉敷ロイヤルアートホテルの修繕及び当社連結子会社である成田ゲートウェイホテル株式会社の設備投資、当社連結子会社である有限会社増田製麺の事業拡大並びに当社連結子会社又は当社投資先事業に付随する事業であり、当社の将来的な収益基盤を支える可能性のある安定収益事業への新規投資等、収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資を実施していく予定です。このような状況の中で、当社が資金調達を計画し、同氏以外の割当予定先との協議の中で、かかる割当予定先の一部より、当社代表取締役である同氏も経営責任を全うするため及び株価変動についてリスクを他の一般株主と共有する必要性があることを指摘され、かかる必要性を充足することを要望されました。その要望を受けて、同氏より経営責任を全うするため及び株価変動についてのリスクを他の一般株主の皆様と共有する必要性を充足したいとの申し出がありました。今回の資金調達は、資金用途とする当該検討案件の実行スケジュール及び資金需要の具体的な時期が不明確であるため調達額全てを新株式発行により実施した場合、資金用途実行の不確実性にもかかわらず希薄化を引き起こすことになり、そのような事態を避けるために、新株式の発行に合わせて新株予約権の発行による第三者割当増資を決定いたしました。別件新株予約権は、前提条件はあるものの、通常の新株予約権とは異なり、特徴である行使指定を当社が活用することにより、柔軟かつ機動的に資金調達が可能になると同時に、割当予定先が行使指定に従わない場合の罰則規定等が定められているため、資金用途実行が不確実である段階では希薄化を抑制する一方で、資金用途実行が確実となった場合には新株式の発行と同様の効果を持つ調達手段であり、そのような意味で、新株式の発行による資金調達と同等のものであると当社は考えております。当社取締役会は、当社の状況及び資金調達スキームを考慮し、本件では、同氏に対する本新株式の割当をその発行総数の半数に止め、残りの半数を他の割当予定先に割り当てるのが適切であると判断し、本新株式及び別件新株予約権の双方の割当予定先として、同氏を選定いたしました。なお、当社代表取締役社長早川良一氏との間の本引受契約には、同氏の当社の経営責任を全うするため及び株価変動についてリスクを他の一般株主の皆様と共有する必要性を充足することを目的として、本件により取得する本新株式及び別件新株予約権の行使により取得する当社株式の全てにつき同氏による売却が禁止される旨が定められるとともに、行使指定に従わない場合には当該行使指定に係る全ての別件新株予約権の行使価額合計額相当額の違約金の支払いが義務づけられる旨が定められることが予定されております。上記内容を踏まえ、当社取締役会は、当社の状況を考慮し、確実に資金調達を実現する要請を踏まえつつ、本新株式及び別件新株予約権の双方の割当予定先として、早川良一氏を選定いたしました。

福光一七氏は大阪及び海外を中心に事業を行っている実業家であります。当社の株式を純投資先として、平成26年3月末株主名簿時点において保有されていた投資家であり、当社代表取締役社長である早川とは当社を通じて知り合い、実業家として意見交換する間柄であります。意見交換の際において、当社の今後における企業価値・株式価値の向上を目的とする収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資を実施していくことを説明したところ、当社の企業拡大又は当社の資金需要逼迫時には、資金援助等に応じる旨の申し出を承り、これを受けて、当社取締役会は、当社の状況を考慮し、確実に資金調達を実現するためにも、本新株式及び別件新株予約権の双方の割当予定先として、福光一七氏が適切であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

香港徳威は、当社連結子会社であるM&Aグローバル・パートナーズ株式会社(以下、「MAGP」という。)において実施している企業再生再編事業の協力関係先であり、共同投資案件及び海外新規事業等協議を行っております。香港徳威の属する徳威グループは、呉文偉氏が董事長(最高経営責任者)として、徳威グループ全体の事業統括管理を行う「上海徳威企業発展有限公司」、不動産仲介を主な事業とし日系企業の駐在員等に中国における住居の紹介等を行う「上海徳威房地產經紀有限公司」、投資用マンションの賃貸管理業務(家賃の収納代行、テナント管理、テナント募集等)を主な事業とする「上海優宏資産管理有限公司」、日系企業からの建材の輸入販売代理・内装工事を主な事業とする「上海徳威裝飾工程有限公司」の4社を中心に構成されております。「香港徳威」は徳威グループにおいて香港を拠点とした海外投資を行う会社であります。当社との協議において、当社グループが不動産賃貸管理事業を中心に、ホテルや食品関連事業等、多様なビジネスへ投資を行い事業構造の転換を図り安定的に利益を計上できる財務体質になったこと、当社の今後における企業価値・株式価値の向上を目的とする収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資における収益基盤確立のための投資を実施していくことにおいて協力関係を築くことが可能であることを考慮し、徳威グループからかかる協力関係を前提としたある程度継続的な当社に対する資本援助の意向を打診されました。これを受け、当社取締役会は、現在及び将来的な当社との関係性及び当社の状況を考慮し、確実に資金調達を実現するためにも、本新株式及び別件新株予約権の双方の割当予定先として、香港徳威が適切であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株式発行により割り当てられる当社普通株式の総数は2,200,000株であり、割当予定先の早川良一氏に1,100,000株、福光一七氏に550,000株、香港徳威に550,000株を割り当てます。

e. 株券等の保有方針

本新株式の割当予定先であり当社代表取締役社長である早川良一氏からは、当社株式を長期的に保有する方針である旨の意向を表明していただいております。平成25年2月に当社が実施した第三者割当による新株式の発行の際に、早川良一氏が取得した当社普通株式が平成26年8月に一部売却されておりますが、当社が売却理由を確認したところ売却理由は以下の通りです。即ち、その売却理由は、個人的な資金需要によるものです。具体的には、平成26年6月に当社がロテルド倉敷株式会社の全株式を買収して運営するに至ったホテルを、現在の「倉敷ロイヤルアートホテル」として、アートを標榜するホテルへリブランディングするため、同ホテル館内に高額な美術品を多数展示する同ホテルの運営戦略上の必要が生じたため、同氏は、同ホテル展示用の美術品につき個人の資金での美術商からの調達を考え、事前にその調達資金を用意すべき資金需要が生じました。そのため、資金捻出及びそれに係る費用捻出が必要となり得るものと判断されたため、同氏は、その保有する当社株式の一部売却を検討し、信託銀行との間で株式処分信託契約を締結したところ、その契約に従って同氏が保有する当社株式の一部が売却される運びとなったということです。この結果、同氏は、売却目的を達成し、美術品を個人にて取得し、倉敷ロイヤルアートホテルに無償にて貸与する予定であります。同氏は、本件により取得する株式については長期的な保有をすることを表明しております。

また、本新株式の割当予定先である福光一七氏及び香港徳威からは、各々を割当予定先に選定した理由として既に述べたところの、各々から申し出をうけた資金援助等の手段として割り当てを受けて取得する本新株式の発行により取得する株式の保有方針は、各々が目的とするところが当社への資金援助に留まることから純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことを口頭にて表明していただくのと同時に引受契約においても表明していただく予定であります。加えて、当社は割当予定先より、割当予定先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称および住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を受領する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

本新株式発行の払込みに要する資金につきましては、本新株式の割当予定先に十分な資金がある旨を、預金通帳の写し又は残高証明書を受領し、それに付随する金銭消費貸借契約書を確認しております。

当社代表取締役社長である早川良一氏からは、自己資金であること及び通帳の写しを確認しております。福光一七氏からは、関連会社(株式会社ジャパンシルバーフリース)からの借入金であることの確認、その金銭消費貸借契約書(契約期間2年 借入日平成26年9月30日)の写し及び通帳の写しを確認しております。香港徳威からは自己資金及び関連会社(徳威国際発展有限公司)からの借入金であること、その金銭消費貸借契約書(契約期間3年 借入日平成26年9月23日)の写し及び香港徳威の残高証明を確認しております。なお、当社は、一部不足金額については関連会社(上海徳威企業発展有限公司)からの借入金にて調達すること、その借入が払込期日である平成26年11月4日までに実行される予定であること、当事者間においてその借入を実行するための重要な前提条件等が無いことを確認しております。加えて、その当事者間の金銭消費貸借契約書(契約期間3年)の写し及び関連会社(徳威国際発展有限公司)の残高証明を確認しております。

上記結果より、当社は、本新株式発行の払込みに確実性があると判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、本新株式の割当予定先である早川良一氏及び福光一七氏から反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、本新株式の割当予定先である香港徳威から同社の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても株式会社JPリサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 代表取締役 古野啓介)に調査を依頼し、割当予定先である早川良一氏、福光一七氏、香港徳威及び割当予定先の関係者である株式会社ジャパンシルバーフリース、徳威国際発展有限公司、上海徳威企業発展有限公司並びに役員・主要株主が反社会的勢力との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しており、割当予定先が反社会的勢力と関与は無いものと判断しております。

また、当社は割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の発行価額は、割当予定先と協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成26年10月16日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である92円といたしました。

なお、本新株式の発行価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均105円に対するディスカウント率は12.38%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均82円に対するプレミアム率は12.20%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均67円に対するプレミアム率は37.31%となっております。

当該終値を採用することにより、発行価額を決定することがより適正な当社の株式価値を表していると判断したことによるものであります。なお、当該発行価額につきましては、「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日 日本証券業協会）の原則に準拠したのもでもあり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、割当予定先に特に有利でなく、本新株式の発行は有利発行には該当せず適法であるとの判断のもと、割当予定先であり特別利害関係者である当社代表取締役社長早川良一氏以外の出席取締役全員の賛成により、本新株式の発行につき決議いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）で構成される当社監査役会から、当社の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株式の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行による株式数2,200,000株及び別件新株予約権の発行による潜在株式の総数14,200,000株を合わせた16,400,000株に係る議決権数は16,400個となり、当社の議決権総数83,904個（平成26年10月16日現在）に占める割合が19.55%に相当し、当該割合において当社株式に希薄化を生じることになります。

しかし、本新株式の発行及び別件新株予約権の発行は、収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立のための投資に充当される資金の調達を図ることを目的とするとともに、財務体質の強化を行うことが、当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上につながり、その結果、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。そして、本新株式の発行及び別件新株予約権の発行により調達する資金の総額も、上記の資金用途及び当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上に照らして必要な限度を超えておらず、本新株式の発行及び別件新株予約権の発行によって、一時的には既存株主の皆様の負担は避けられないものの、中長期的には既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。したがって、本新株式及び別件新株予約権の発行数量及び当社株式の希薄化の規模は、その必要性と合理性があるものと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
新興支援投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田須田町2 - 8	15,297	18.23	15,297	15.25
早川 良一	千葉県印西市	2,239	2.67	6,539	6.52
香港德威企業集團控股有限公司	Flat J,2/F,Ka On Building,8-14 Connaught Road West,Hong Kong			4,150	4.14
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番2号			4,000	3.99
福光 一七	大阪府大阪市西成区			3,950	3.94
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	2,534	3.02	2,534	2.53
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6-1	2,129	2.54	2,129	2.12
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4-1	2,059	2.45	2,059	2.05
福田 弘文	東京都八王子市	878	1.05	878	0.88
平野 裕一	千葉県千葉市	777	0.93	777	0.77
計		25,913	30.89	42,313	42.19

- (注) 1. 平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として、本新株式発行並びに別件新株予約権の権利行使を勘案して記載をしております。
2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権数の数を平成26年9月30日時点の総議決権数(83,904個)に本新株式発行並びに別件新株予約権により増加する議決権数(16,400個)を加えた数で除して算出した割合です。
3. 別件新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第50期）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成26年10月17日）までの間に、平成25年5月29日に発行した新株予約権（ストックオプション）の行使により、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成26年4月1日～ 平成26年10月16日	425,000	83,980,896	5,988	1,409,409	5,988	95,003

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第50期）及び四半期報告書（第51期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成26年10月17日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該事項は有価証券届出書提出日（平成26年10月17日）現在においてもその判断に変更はなく、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年10月17日）現在において当社グループが判断したものでありますが、ここに掲げられている項目に限定されるものではありません。

4 「事業等のリスク」

～ 略

株式価値の希薄化に関わるリスク

平成26年10月17日開催の当社取締役会において、第三者割当により早川良一氏、福光一七氏、香港徳威企業集団控股有限公司を割当予定先として新株式2,200,000株及び早川良一氏、福光一七氏、香港徳威企業集団控股有限公司、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当予定先として新株予約権14,200,000株の発行を行うことを決議いたしました。新株式発行による株式数2,200,000株及び新株予約権の発行による潜在株式の総数14,200,000株を合わせた16,400,000株に係る議決権数は16,400個となり、当社の総議決権数83,904個（平成26年10月17日現在）に占める割合が19.55%に相当し、当該割合において当社株式に希薄化を生じることになります。

3. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日（平成26年6月25日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年10月17日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成26年6月25日提出臨時報告書〕

(1) 提出理由

平成26年6月24日開催の当社第50期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規程に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

a. 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月24日

b. 当該決議事項の内容

議案 取締役1名選任の件

取締役として、早川良太郎を選任する。

c. 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案 早川 良太郎	37,899	481	0	（注）	可決（97.9%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

d. 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第50期	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第51期第1四半期	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	平成26年8月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月20日

株式会社ストライダース

取締役会 御中

監査法人アリア

代 表 社 員 公認会計士 山中 康之 印
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 古屋 尚樹 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライダースの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライダース及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年 6月10日開催の取締役会においてロテルド倉敷株式会社を子会社化することについて決議を行い、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成25年 3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成25年 6月20日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ストライダーズの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ストライダーズが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は平成26年6月10日開催の取締役会においてロテルド倉敷株式会社の株式を取得し子会社化することについて決議を行い、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. X B R L データは、監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

株式会社ストライダーズ
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員 公認会計士 山中 康之 印
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 古屋 尚樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライダーズの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライダーズの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年6月10日開催の取締役会においてロテルド倉敷株式会社を子会社化することについて決議を行い、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成25年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成25年6月20日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは、監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月7日

株式会社ストライダーズ

取締役会 御中

監査法人アリア

代 表 社 員 公認会計士 山中 康之 印
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 古屋 尚樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライダーズの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ストライダーズ及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。